

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県病院局
○福島県病院局組織規程の一部を改正する規程
○福島県病院局処務規程等の一部を改正する規程
○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
○福島県病院局職員安全管理規程の一部を改正する規程
○福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局

— 四 四 四 —

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる課（以下「本局」と総称する。）」を「病院経営課」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「病院総務課」を「病院経営課」に改め、同項第9号中「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第10号を削り、同項に次の4号を加える。

- 10 病院事業の総合企画及び調整に関すること。
- 11 病院事業の経営改善に関すること。
- 12 業務の状況の説明書類に関すること。
- 13 病院事業の用に供する資産に係る事務の総括に関すること。

第2条第3項を削る。

別表第2本局の課（認定担当課長にあっては、病院総務課に限る。）の項中「本局の課（認定担当課長にあっては、病院総務課に限る。）」を「病院経営課」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局処務規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局処務規程等の一部を改正する規程

（福島県病院局処務規程の一部改正）

第1条 福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「本局（福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）第2条第1項に規定する本局をいう。以下同じ。）の課長」を「病院経営課長」に、「本局の課」を「病院経営課」に改め、同条第12号中「病院総務課長」を「課長」に改める。

第4条第1項中「本局」を「病院経営課」に、「病院総務課長」を「課長」に改め、同条第2項中「本局」を「病院経営課」に改める。

第9条の表中「主幹（主幹が置かれていない課にあつては副課長）」を「副課長」に改め、「事務局長又は」を削る。

第12条第1項の表中「病院総務課長」を「課長」に、「本局」を「病院経営課」に改める。

第13条中「病院総務課長」を「課長」に改める。

第14条第1項中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「病院総務課長」を「課長」に、「本局」を「病院経営課」に改め、同条第5項中「本局の課」を「病院経営課」に改める。

第14条の2第1項第1号及び第2号中「本局」を「病院経営課」に改める。

第14条の4第2項中「病院総務課長」を「課長」に改める。

第14条の5第1項中「本局」を「病院経営課」に改める。

第15条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第1項中「本局」を「病院経営課」に、「病院総務課長」を「課長」に改め、同条第2項中「病院総務課長」を「課長」に改める。

第16条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第1項中「、病院総務課長」を「課長」に、「の内容である文書等又は病院総務課長が直接受領した文書等を当該文書等に係る事務を担当する課長（以下「担当課長」という。）に配布するものとする。この場合において、文書管理主任は」を「のうち」に、「担当課長」を「課長」に改め、同条第2項中「前項の規定により文書等の配布を受けた担当課長は、当該を「文書管理主任は、前条第2項の規定により課長から郵便物等を配布された場合は、当該郵便物等の内容である」に改める。

第17条第2項中「及び第3号」及び「、同条第1項中「病院総務課長」とあるのは「院長」と、「課長」とあり、又は「担当課長」とあるのは「院長が指定する者」と、「同条第2項中「担当課長」とあるのは「院長が指定する者」と」を削る。

第19条中「本局」を「病院経営課」に改め、「事務局長又は」を削る。

第20条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第1項中「本局」を「病院経営課」に、「病院総務課長が指定する日」を「課長が別に定める日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「、第1項に規定する病院総務課長が指定する日までに」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「病院総務課長は、第4項の規定により引き継いだ」を「課長は、」に改め、同項を同条第3項とする。

第21条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第2項中「病院総務課長」を「課長」に改め、後段を削り、同条第3項中「病院総務課長」を「課長」に、「当該保存文書の引継ぎを行った課長と協議し」を「確認し」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第22条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、「課長」を「場合、課長」に改め、同項を同条第3項とする。

第23条の見出し中「本局」を「病院経営課」に改める。

第25条第1項中「すべて」を「全て」に、「病院総務課長」を「課長」に改める。

第26条中「本局」を「病院経営課」に改める。

別表第1中	1 重要な事務事業の基本計画の作成及び実施計画の決定	1 事務事業の基本計画の決定 (共通専決事項)
)の作成及び実	を 1 重要な事務事業の基本計画の作成及び実施計画の決定	1 事務事業の基 施計画の決定

本計画の作成及び実

に、

30 局長

- 1 (病
- 2 職
- 3 者
- 4 を
- 5 除
- 6 休
- 7 職
- 8 及
- 9 金
- 10 の
- 11 限
- 12 及
- 13 び
- 14 休
- 15 職
- 16 員
- 17 施
- 18 実
- 19 行
- 20 外
- 21 国
- 22 児
- 23 育
- 24 部
- 25 分
- 26 児
- 27 童
- 28 職
- 29 員
- 30 証
- 31 明
- 32 書
- 33 公
- 34 印
- 35 員
- 36 職
- 37 員
- 38 車
- 39 配
- 40 車

及び課長の事務代決者の指定

院総務課長特定専決事項)
 (主査相当職以上の職にある
 く。)の任免及び異動並びに
 び復職の決定
 支弁職員(本局に勤務するも
 る。)の年次有給休暇の受理
 暇等の承認
 の厚生に関する計画の樹立及
 旅行に係る旅費の調整の認定
 休業、育児休業の期間延長及
 休業の承認
 手当及び子ども手当の認定
 の身分、給与及び通勤に係る
 の発行
 の新調又は改刻
 に対する被服の支給
 の決定

を

- 31 局長及び課長の事務代決者の指定
- 32 賃金支弁職員(病院経営課に勤務
する者に限る。)の年次有給休暇の
受理及び休暇等の承認
- 33 職員の厚生に関する計画の樹立及
び実施
- 34 外国旅行に係る旅費の調整の認定
- 35 育児休業、育児休業の期間延長及
び部分休業の承認
- 36 児童手当及び子ども手当の認定
- 37 職員の身分、給与及び通勤に係る
証明書の発行

に改め、同表課長専決事項の欄中29を30と

- 38 公印の新調又は改刻
- 39 職員に対する被服の支給
- 40 配車の決定

し、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、

22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、同表中

16 職
る。
復職

員（主査相当職の職にある者に限
）の任免及び異動並びに休職及び
の決定

を

16 職員（主査相当職の職にある者に限
る。）の任免及び異動並びに休職及び
復職の決定

18 職員（主査相当職以上の職にある
者を除く。）の任免及び異動並びに
休職及び復職の決定

に改め、同表備考中「課長専決事項の欄（共通専決事項）」を「課長専決事項の欄」
に改め、「同欄（共通専決事項）中29に規定する事項」を削り、「同欄（病院総務
課長特定専決事項）中7及び10」を「同欄中7、10及び30」に改め、「当該課の」を
削る。

別表第2中「、事務局長」及び「事務局長及び」を削る。

別表第3備考4中「本局」を「病院経営課」に改める。

様式第4号その1中「本局用」を「病院経営課用」に改め、同様式備考中「本局」
を「病院経営課」に改める。

（福島県病院局処務規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程（平成24年病院局管理規程第7号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「本局の」を削り、「病院総務課長」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（第9条の改正
規定及び別表第2の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように
改正する。

目次中「 第5節 減価償却（第144条・第145条）」を

「 第5節 減価償却（第14
第6節 減損会計（第14
第9章 リース会計（第14
第10章 報告セグメント（

4条・第145条）

5条の2）

5条の3・第145条の4）に、「第9章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に、

第145条の5）

「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に、「第13章」を「第15章」に改
める。

第3条に次の1項を加える。

8 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなけれ
ばならない。

第5条に次の1項を加える。

- 5 現金取扱員（第2項及び第3項の規定により現金取扱員とみなされる職員を含む。）は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。第13条の次に次の3条を加える。
（会計帳簿の記載）
- 第13条の2** 会計帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。
（総勘定元帳の記帳）
- 第13条の3** 総勘定元帳は、第16条第2項の規定に基づく勘定科目の目（項又は目までの科目については、項）について口座を設け、記帳するものとする。
（科目の更正）
- 第13条の4** 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。
第29条に次の1項を加える。
- 5 前2項の規定にかかわらず、管理者の指定した契約については、収納事務受託者は、収納した金銭を契約に定める期限までに収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
第101条に次の1項を加える。
- 2 たな卸資産の評価が取得価額より下落した場合には、低価法により時価をもって貸借対照表価額とする。この場合において、再調達価額による切放法を適用することとする。
第101条の次に次の1条を加える。
（発生品）
- 第101条の2** 物品出納権者は、第93条第1項各号に掲げる物品で病院事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものと区分し、再使用できるものは第97条及び第99条第3号の規定に準じて受け入れなければならない。
第116条第1項第1号に次のように加える。
- ア 土地
イ 建物
ウ 構築物
エ 車両
オ 建設仮勘定及び耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の器械備品
カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。）
- 第116条第1項第2号に次のように加える。
- ア 借地権
イ 地上権
ウ 電話加入権
エ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからウまでに掲げるものである場合に限る。）
オ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- 第116条第1項第3号中「投資」の次に「その他の資産」を加え、同号に次のように加える。
- ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日までに満期の到来する有価証券を除く。）
イ 長期貸付金
ウ 出資金
エ 基金
オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
- 第116条中第2項、第3項及び第4項を削る。
第120条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。
第121条の次に次の1条を加える。
（交換）
- 第121条の2** 第104条の規定は、固定資産の交換の手続について準用する。
第124条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、固定資産管理者は、合理的に定めた基準に従って間接経費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

第125条中「ときは」の次に「、振替伝票を発行し」を加える。

第141条を次のように改める。

第141条 削除

第145条の次に次の1条を加える。

(固定資産の減損会計)

第145条の2 固定資産の減損会計については、別に定める固定資産に係る減損会計基準によるものとする。

第13章を第15章とし、第12章を第14章とする。

第180条中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

第11章を第13章とする。

第165条中「調整」を「調製」に改める。

第167条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 資産の評価

第167条の次に次の1条を加える。

(引当金)

第167条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

2 賞与引当金は、職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、翌事業年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上する。

3 貸倒引当金は、債権の不納欠損による損失に備えるため、別に定める基準により、回収不能見込額を計上する。

4 前項に定める引当金以外の引当金の計上は、管理者が必要と認めた場合に行うものとし、当該引当金の計上方法については、管理者が別に定めるものとする。

第169条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第7号に定める書類の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第169条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書（様式第75号の2）

第169条に次の1号を加える。

(1) 基金運用状況調書

第10章を第12章とする。

第148条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第163条中「とともに、継続費精算報告書を作成し、5月20日までに管理者に提出しなければならない」を「こととする」に改める。

第9章を第11章とし、第8章の次に次の2章を加える。

第9章 リース会計

(所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理法)

第145条の3 所有権移転外ファイナンス・リース取引（次条に係るものを除く。）は、施行規則第55条の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。この場合において、施行規則第35条に掲げる会計に関する書類に未経過リース料を注記するものとする。

(重要性に乏しいリース物件に係る取引の会計処理方法)

第145条の4 リース物件に重要性が乏しいと認められるときは、施行規則第55条第2号の規定に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

第10章 報告セグメント

(報告セグメント区分)

第145条の5 福島県病院局の報告セグメントの区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 矢吹病院
- (2) 宮下病院
- (3) 南会津病院
- (4) 大野病院
- (5) 本局

別表第3 損益勘定（収益）の表中

消費税及び地方消費税還付金		還付される消費税及消費税額を記載する
---------------	--	--------------------

び地方

を

消費税及び地方消費税還付金		還付される消費税及び地方消費税額を記載する。
長期前受金戻入		施行規則第21条第2項及び第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するものを記載する。

に改め、別

表第3 損益勘定（費用）の表中

諸会費	
-----	--

を

諸会費

貸倒引当金繰入額

貸倒引当金として計上するための繰入額を記載する。

に改め、同表病院事業費用の部医業外費用

の款繰延勘定償却の項を削り、同表中

寄贈財産評価額		寄贈財産の評価額
---------	--	----------

を記載す

を

寄贈財産評価額		寄贈財産の評価額を記載する。
減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、認識すべきものについて当該生じた減損による損失又は認識すべき減損の額を記載する。
災害による損失		災害による臨時損失を記載する。

に改め、

別表第3 資産勘定の表中

放射性同位元素減価償却累計額		
----------------	--	--

を

放射性同位元素減価償却累計額		
リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引における

に、

電話加入権

		リース資産を記載する。	
リース資産 減価償却累 計額			

電気通信設備を設けるために支払った金額を記載する。

電話加入権		電気通信に支払った
リース資産		無形固定 ナンス・ るリース

設備を設けるために金額を記載する。

資産に係るファイ
リース取引におけ
資産を記載する。

に、

投資

を

投資その他
の資産

に、

長期貸付

将来県立病院に医師として勤務しようとする大学の医学部の学生に対する修学資金として貸与した額を記載する。

金

を

長期貸付金		将来 勤務部 とす
貸倒引当金		長期 る損 金を
破産更生債 権等		法的 事実 債

県立病院に医師としてしようとする大学の医学部の学生に対する修学資金として貸与した額を記載する。

貸付金の回収不能による損失に備えるための引当記載する。

・実質的に経営破綻が生じている法人に係る額を記載する。

に、

貯蔵品

過年度その
他未収金

		過年度その 他未収金	
		貸倒引当金	
			医業未収金等の回収 よる損失に備えるた

				当金を記載する。
	貯蔵品			

不能に
引

に改め、同表繰延勘定の項を削り、別表第3負債勘定の表を次のように改め

る。

負債勘定

款	項	目	節	備 考
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）を記載する。
		その他の企業債		建設又は改良以外の目的に要する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）を記載する。
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金		建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるための他会計からの長期借入金（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）を記載する。
		その他の他会計借入金		建設又は改良以外の目的に要する他会計からの長期借入金を到来するものを除く。）を記載する。
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当の支払いに充てるための引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）を記載する。
		修繕引当金		固定資産の大修繕などの準備のための引当金（1年以内に使用される見込みのもの

				のを除く。)を記載する。
		その他の引当金		上記以外の引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)を記載する。
	その他固定負債			固定負債で前記の科目に属さないものを記載する。
		その他固定負債		
流動負債				
	一時借入金			短期間(1年以内)に返還を要する借入金を記載する。
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設又は改良の目的に要する資金に充てるために発行する企業債を記載する。
		その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設又は改良以外の目的に要する企業債を記載する。
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金		1年以内に償還期限の到来する建設又は改良の目的に要する資金に充てるために発行する他会計からの借入金を記載する。
		その他の他会計借入金		1年以内に償還期限に到来する建設又は改良以外の目的に要する他会計からの借入金を記載する。
	未払金			
		医業未払金		通常の取引に基づいて発生した医業費用の未払金を記載する。
			現年度医業未払金	現年度の医業費用に属する未払金を記載する。
			過年度医業未払金	過年度の医業費用に属する未払金を記載する。
		医業外未払金		
			未払消費税及び地方消費税	納付する消費税及び地方消費税に係る未払額を記載する。
	現年度医業外未払金		現年度の医業外費用に属する未払金を記載する。	

		過年度医業外未払金	過年度の医業外費用に属する未払金を記載する。
	その他の未払金		
		現年度その他未払金	現年度の償却資産の取得に係る未払金その他の未払金を記載する。
		過年度その他未払金	過年度の償却資産の取得に係る未払金その他の未払金を記載する。
未払費用			継続的に役務の提供を受ける場合に既に提供された役務に対する対価の未払額を記載する。
前受金			
前受収益			前受収益、前受賃貸料等の一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額を記載する。
引当金			
	退職給付引当金		1年以内に使用する見込みの将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当の支払いに充てるための引当金を記載する。
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積り計上する引当金を記載する。
	修繕引当金		1年以内に使用する見込みの固定資産の大修繕などの準備のための引当金を記載する。
	その他の引当金		上記以外の引当金のうち1年以内に使用される見込みのものを記載する。
その他流動負債			短期の預り金、入札保証金、契約保証金等で1年以内に債務を履行し、又は返済すべき負債を記載する。
	預り金		預り保証金、預り諸税その他預り金を記載する。
	預り有価証券		

		仮受消費税 及び地方消 費税		課税売上に係る消費税及び 地方消費税額を記載する。
		その他の流 動負債		

別表第3 資本勘定の表資本金の部中「自己資本金」を「資本金」に改め、同部借入資
本金の項を削る。

様式第75号の次に次の一様式を加える。

様式第75号の2 (第169条関係)

年度 福島県立病院事業会計 (予定) キャッシュフロー計算書	
(年 月 日から 年 月 日まで)	
(単位 円)	
1	業務活動によるキャッシュ・フロー
	当年度純利益 (△は当年度純損失)
	減価償却費
	減損損失
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)
	賞与引当金の増減額 (△は減少)
	長期前受金戻入額
	受取利息及び受取配当金
	支払利息
	固定資産売却損益 (△は益)
	固定資産除却損
	固定資産撤去費
	未収入金の増減額 (△は減少)
	たな卸資産の増減額 (△は増加)
	未払金の増減額 (△は減少)
	未払費用の増減額 (△は減少)
	前受金の増減額 (△は減少)
	その他流動資産の増減額 (△は減少)
	小計
	利息及び配当金の受取額
	利息の支払額
	業務活動によるキャッシュ・フロー
2	投資活動によるキャッシュ・フロー
	有形固定資産の取得による支出
	有形固定資産の撤去による支出
	有形固定資産の売却による収入
	無形固定資産の取得による支出
	無形固定資産の売却による収入
	補助金等による収入
	一般会計からの繰入金による収入
	基金取崩しによる収入
	投資活動によるキャッシュ・フロー
3	財務活動によるキャッシュ・フロー
	一般会計からの繰入金による収入
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出
	その他の企業債による収入
	その他の企業債の償還による支出
	建設改良等の財源に充てるための他会計借入金
	建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出
	その他の他会計借入金による収入
	その他の他会計借入金の返済による支出
	他会計からの出資による収入
	財務活動によるキャッシュ・フロー
	資金増加額 (又は減少額)
	資金期首残高
	資金期末残高

備考 項目は、適宜追加するものとする。

様式第77号中「（県立病院領域県立病院グループ）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県病院局財務規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用する。ただし、第29条の改正規定及び第180条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課」を「病院経営課」に改める。

第17条第2項中「病院総務課」を「病院経営課」に改める。

様式第1号備考2、様式第2号備考3、様式第3号備考3、様式第4号備考、様式第5号備考2及び様式第6号備考中「病院総務課長」を「病院経営課長」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月25日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「本局の課の課長」を「病院経営課長」に改める。

別表7の項中

看護帽	2	1年	を「	看護
看護衣	2	1年		

 衣 2 | 1年 |」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（病院経営改革課）